

東京都立総合芸術高等学校特別専門講師募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	特別専門講師
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用期間	令和 8 年 4 月 9 日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 3 月 1 9 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都立総合芸術高等学校 （新宿区富久町 2 2—1）
職務内容	舞台表現科 演劇に関する授業の実施
応募資格・求められる能力	舞台俳優としての出演経験が豊富であること。 舞台、映画、ドラマ、ラジオドラマ等、多様な出演経験があること。 演劇、及び演技に関する専門的な教育を受けた者。 職務上知り得た個人情報等の秘密を守る者（その職を退いた後も同様とする。）
勤務日数	週 1 日～3 日（任用期間中 2 0 回程度）
勤務時間	8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分までのうち、2 時間から 4 時間程度 所定勤務時間を超える勤務の有無・・・原則として無し
休憩時間	※ 1 日 6 時間以上の勤務がある場合は少なくとも 4 5 分設定
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※一定の要件を満たす場合、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。
報酬額	時間額 4, 5 5 0 円から 7, 6 3 0 円まで （令和 7 年度の額であり、改定される場合あり） （資格（免許・経験）等により報酬額は異なる） 通勤手当相当額を別途支給（上限 7, 1 0 0 円/日額） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について ※ 1 週間の所定労働時間が 2 0 時間未満のため、なし。 （1 週間の所定労働時間が 2 0 時間以上の場合等要件あり）
応募方法等	「東京都立総合芸術高等学校特別専門講師の募集案内」のとおり
問い合わせ	東京都立総合芸術高等学校 担当 飯田智貴 連絡先 0 3 - 3 3 5 4 - 5 2 8 8